

## 港区における「生活支援コーディネーター配置事業」の進捗について

### 1 目的及び経過

平成 27 年 4 月に、介護保険法の改正施行により同法第 115 条の 45 第 1 項に介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が規定され、平成 29 年 4 月までに新しい総合事業へ移行・実施することとされています。

本市においては、総合事業の実施に先立ち、平成 27 年度に港、鶴見、住之江の 3 区において生活支援コーディネーターをモデル的に配置する「生活支援コーディネーター配置事業」を実施し、地域資源の開発や関係者間のネットワーク構築、地域ニーズに応じた多様なサービス提供主体を確保するための調整等を行っています。

### 2 港区における進捗状況

#### (1) 地域資源の活用や資源開発のための調査

港区内を徒歩で調査し、調査の結果見えてくる課題等を分析して、区民にわかりやすくデータ化し、地域資源の開発や生活支援の担い手の発掘・養成に活用する。

##### 【調査項目】

- ・各地域の地形、交通（道路状況など）、資源（集会所、公園など）
- ・各地域の住宅の形態（集合・戸建・密集度など）
- ・地域住民の買い物先、商店街、銭湯など生活環境
- ・実施されている小地域活動（サロンなど）
- ・衣食住について活用可能な場所（民間事業者を含む）
- ・介護サービス等提供事業者
- ・地域住民への聞き取り（居住年数、困りごと、地域環境の変化など）

#### (2) 地域資源のネットワーク化及びサービス実施情報の提供・周知

(1) の調査で得られた情報を取りまとめ、3 月を目途に冊子を作成する予定。  
今後、関係機関での活用や区民への配布を検討する。

#### (3) 協議体の設置

関係者間のネットワーク構築や地域ニーズに応じた多様なサービス提供を検討するため、区内の生活支援サービスの担い手が集まり、情報交換を行う「協議体」を設置する。

第 1 回目会議を平成 28 年 2 月 19 日（金）に開催予定

##### 【参加予定】

地域包括支援センター、ブランチ、社会福祉施設連絡会、デイサービス事業所連絡会  
居宅事業所連絡会、老人福祉センター、老人クラブ連合会、食生活改善推進員協議会  
大阪府中央体育館、すみれ会、のぞみ会、運動サポーター、  
NPO 法人南市岡地域活動協議会、区社会福祉協議会、港区役所